

「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

新	旧
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 [略] 1-1-2 用語の定義 (1)～(26) [略] <u>(27)「納品」とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</u> <u>(28)「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u> (29)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。 なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。 <u>(30)「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</u> なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、特記仕様書「工事写真における黒板情報の電子化について」に基づき実施しなければならない。 <u>(31)「工事帳票」とは、施工計画書、指示・協議等書類、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び指示・協議等書類に添付して提出される非定型の資料をいう。</u> <u>(32)「工事書類」とは、工事写真及び工事帳票をいう。</u> <u>(33)「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。</u> <u>(34)「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</u> <u>(35)「電子成果品」とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</u> <u>(36)「工事関係書類」とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</u> (37)「立会」とは、監督員が、現場臨場又は遠隔臨場により契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。 (38)「遠隔臨場」とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して立会等を行うことをいう。 (39)「施工段階確認」とは、工事に係る出来形(完成時に不可視となる部分)等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督員が立会等により確認することをいう。 (40)「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。 (41)「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督員の指示した施工途中の段階にお</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 [略] 1-1-2 用語の定義 (1)～(26) [略] <u>[新規]</u> <u>[新規]</u> (27)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。 なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとする。 <u>[新規]</u> <u>[新規]</u> (28)「立会」とは、監督員が、現場臨場又は遠隔臨場により契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。 (29)「遠隔臨場」とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して立会等を行うことをいう。 (30)「施工段階確認」とは、工事に係る出来形(完成時に不可視となる部分)等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督員が立会等により確認することをいう。 (31)「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。 (32)「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督員の指示した施工途中の段階にお</p>

新	旧
<p>いて、受注者の測定結果等に基づき監督員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>(42)「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条及び第 39 条に基づいて給付の確認を行うことをいう。</p> <p>(43)「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督員の承諾した品質をいう。</p> <p>なお、試験機関の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(44)「SI」とは、国際単位系をいう。</p> <p>(45)「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。</p> <p>1-1-3 ～ 1-1-27 [略]</p> <p>1-1-28 部分使用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発注者は、受注者の同意を得て部分使用することができる。</li> <li>受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。</li> <li><u>受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</u></li> </ol> <p>1-1-29 ～ 1-1-44 [略]</p> <p>1-1-45 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6. 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の発注者控えを工事請負契約締結後1箇月以内(電子申請方式により建設業退職金共済制度に加入した場合には、工事請負契約締結後原則40日以内)に、また、契約変更によって追加購入した掛金収納書の発注者控えを工事完成時まで、発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-46 現場技術者等の腕章名札等の着用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現場における責任の自覚と意識の高揚や責任者の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)には、腕章の着用を義務付けるものとする。</li> </ol> <p>また腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見やすいところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。</p>	<p>いて、受注者の測定結果等に基づき監督員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>(33)「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条及び第 39 条に基づいて給付の確認を行うことをいう。</p> <p>(34)「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督員の承諾した品質をいう。</p> <p>なお、試験機関の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(35)「SI」とは、国際単位系をいう。</p> <p>(36)「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。</p> <p>1-1-3 ～ 1-1-27 [略]</p> <p>1-1-28 部分使用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発注者は、受注者の同意を得て部分使用することができる。</li> <li>受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。</li> </ol> <p>[新規]</p> <p>1-1-29 ～ 1-1-44 [略]</p> <p>1-1-45 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6. 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の発注者控えを工事請負契約締結後1箇月以内に、また、契約変更によって追加購入した掛金収納書の発注者控えを工事完成時まで、発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-46 現場技術者等の腕章等の着用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現場における責任の自覚と意識の高揚や責任者の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)には、腕章の着用を義務付けるものとする。</li> </ol> <p>また腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見やすいところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。</p>

新

旧

監理（主任）技術者、監理技術者補佐

写真

2cm×3cm  
程度

氏 1名 ○○ ○○

工事名 ○○改良工事

工 期 自○○年○○月○○日

至○○年○○月○○日

会 社 ◇◇建設株式会社

印

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

1-1-47 ~ 1-1-49 [略]

[新規]

1-1-47 ~ 1-1-49 [略]